

平成 28 年度青森市地域密着型サービス事業者公募要項（案）

平成 27 年度の公募を踏まえた平成 28 年度要項の変更点

- 1 公募説明会を開催し、公募期間を十分に確保することにより、応募しやすい環境を整備した。
- 2 小規模多機能型居宅介護について、同一の事業者が複数の圏域への応募ができるよう応募要件を緩和した。
- 3 二次審査後に辞退があった場合は、次点の事業者を繰り上げることとした。
- 4 辞退を抑止するため、選定後に辞退した事業者は、平成 29 年度までに実施する公募に応募ができないようペナルティ規定を設けた。

※網掛け、太字が主な変更箇所

1 公募の概要

青森市では、「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画」第6期計画（平成27～29年度）に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めます。

本公募は、整備予定の地域密着型サービスについて事業計画に基づき、指定予定事業者を選定するために行うものです。

H27年度の応募状況を踏まえ応募要件を緩和

2 公募する地域密着型サービス

平成28年度において公募する地域密着型サービスの種類は、以下のとおりです。

なお、小規模多機能型居宅介護については同一法人による複数圏域の応募も可能です。

(1) 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）

ア 整備数： 5事業所

イ 公募圏域： 1圏域、3圏域、4圏域、6圏域、7圏域、11圏域

※1つの圏域につき1事業所とし5つの圏域に5事業所を整備します。

(2) 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）

ア 整備数： 1事業所（2ユニット）

イ 公募圏域： 圏域指定はいたしません（市内全圏域）

※1つの応募申込書類で複数のサービスに応募することはできません。

※圏域については、「第6期計画 日常生活圏域所在地別一覧表」をご覧ください。

3 施設整備等に関する補助金について

※県の医療介護総合確保基金を活用するものの、現時点では補助制度の詳細が確定していないため、今回の選定をもって補助金の交付を保証するものではありません。

※不採択となった場合や整備予定年度（平成29年度）内に整備が完了しない場合には、補助金を交付できない場合があります。

【参考：平成27年度】

(1) 施設整備費補助（建物整備に対する補助金）

ア 小規模多機能型居宅介護 34,560千円以内

イ 認知症対応型共同生活介護 34,560千円以内

(2) 施設開設準備経費補助（開設に必要な備品等の補助）

ア 小規模多機能型居宅介護 5,589千円以内

イ 認知症対応型共同生活介護 11,178千円以内

4 公募スケジュール

(1) 公募の告知

平成 28 年 5 月 25 日(水)から「青森市ホームページ」にて告知
平成 28 年 6 月 1 日号「広報あおもり」掲載

申請書作成等の
ため公募期間を
十分に確保
H27：30 日間
↓
H28：48 日間

(2) 公募要項の配布

ア 配布期間：平成 28 年 5 月 25 日(水)～平成 28 年 7 月 11 日(月)
(ただし、土・日を除く午前 8 時 30 分～午後 6 時)

イ 配布場所：市のホームページに掲載します。

青森市介護保険課（事業者チーム）において配布します。

(青森市役所第一庁舎 2F)

(3) 公募説明会

ア 日時：平成 28 年 6 月 9 日(木) 18：30～19：30

イ 場所：青森市役所第一庁舎 3F 福利厚生室

公募内容周知の
ため新たに実施

(4) 応募に関する質問

ア 受付期間：平成 28 年 5 月 25 日(水)～平成 28 年 6 月 14 日(火)午後 6 時締切
※受付期間終了後の質問にはお答えできませんので、ご注意ください。

イ 質問方法：青森市介護保険課事業者チームまで、質問票（様式 16）を FAX 又は
eメールで提出してください。

※電話や口頭での質問は受け付けません。

ウ 回答方法：FAX 又は eメールで回答するとともに必要に応じて市のホームペ
ージに掲載します。

(5) 応募書類の受付

ア 受付期間：平成 28 年 6 月 27 日(月)～平成 28 年 7 月 11 日(月)
(ただし、土・日を除く午前 8 時 30 分～午後 6 時)

※厳守のこと

イ 受付方法：青森市介護保険課事業者チームに持参してください。
※申請書類は、郵便等での受付はいたしません。

ウ 提出物：申請書類一式を正本・副本各 1 部（副本はコピー可）
申請書類一式の Excel データ [xls 形式で]

(データの提出は CD-R (W) 又は FD とし、返却しません。)

※記載様式は市のホームページからダウンロードしてください。

(6) 選考等日程

ア 書類審査（一次審査）：平成 28 年 8 月（予定）

イ 業務提案（プレゼンテーション）（二次審査）：平成 28 年 9 月下旬（予定）

ウ 選考会議 : 平成 28 年 9 月下旬 (予定)

5 応募要件

- (1) 法人格を持つ団体であり、青森市内に本社又は支店、営業所等を有していること。
- (2) 整備及び事業の運営を直接行う事業者であること。
- (3) 社会福祉法人においては、応募申請について理事会及び評議員会で承認されていること。
(ただし、評議員会を置かない社会福祉法人にあつては、理事会で承認されていること。)
- (4) 応募にあたっては、介護保険法、建築基準法、消防法、農地法等の関係法令の基準を遵守していること。(※特に、農業振興地区等においては、整備年度内に開発行為を行うことができない場合がありますので事前に担当部局にご確認ください。)
- (5) 土地、建物については、事業を実施する事業者の所有であることが望ましいが、取得等が見込まれる場合も可とする。また、建て貸しは不可とするが、土地については、事業開始後少なくとも 30 年間以上の賃貸借契約が締結され、地上権又は賃借権を設定し登記する場合に限り可とする。(申請書類の様式 14、様式 15 にて売買(賃貸)にかかる誓約書を提出すること。)
なお、自己所有及び賃貸に関わらず、登記簿等において事業に供する目的以外に権利義務関係がないこと。
- (6) 平成 29 年度中に整備が完了し、かつサービスの提供が見込めること。市街化調整区域に施設の新設等を計画する場合は、都市計画担当部局との開発協議を事前に行うなど、実現可能な応募申請書として提出すること。
- (7) 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項)、第 115 条の 12 第 2 項(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項)の規定に抵触しないこと。
- (8) 市税・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により、青森市から指名停止措置を受けていないこと。
- (10) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消を受けたことがないこと。(本市の取消に限定しない。)
- (11) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること。
- (12) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

6 応募書類

応募希望者は、次により応募書類を提出してください。

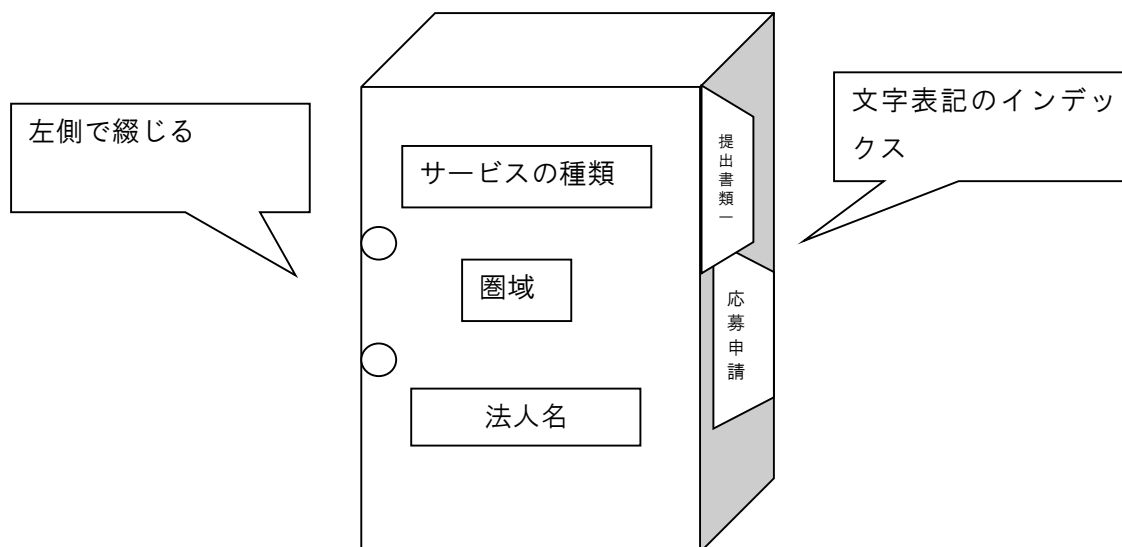
なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしませんので、予めご了承ください。

(1) 提出書類の体裁

提出書類は、次の体裁で整えてください。

ア 書類を次表「(1) 応募申請に関する提出書類一覧および提出部数」・「(2) 法人の概要

- に関する書類」の提出書類順に並べること。
- イ 提出書類ごとに文字表記のインデックスを付けること。
- ウ 書類は A4 サイズを基本とする。ただし、平面図等で A3 サイズとなる場合は、A4 サイズに合わせて折り畳むこと。



(以下提出書類一覧等は別紙)

7 地域密着型サービス事業者の審査・選定方法

(1) 審査及び選考基準

- ア 審査は一次審査及び二次審査とし、二次審査の結果に基づき指定予定事業者を選考します。
- イ 事業者の審査及び選考は、「青森市地域密着型サービス等運営審議会」が行います。
- ウ 一次審査の選考基準は青森市地域密着型サービス事業者一次審査選考基準（別紙1）のとおりとします。
- エ 一次審査の結果は、一次審査後、全応募者に文書で通知します。

(2) 事業者の選定及び通知

- ア 事業者の選定は、同審議会の選考結果に基づき市長が行います。
- イ 選定結果は、二次審査の対象となった応募者に対し平成 28 年 10 月中に文書で通知します。また、市のホームページで公表します。

(3) その他

- ア 公募の結果、応募がなかった場合や審査基準に満たなかった場合など、公募した事業者の全部又は一部を選定できなかった場合は、平成 28 年度中に再公募を行うことがあります。

- イ 二次審査の選考後に辞退があった場合は、「平成 28 年度青森市地域密着型サービス事業者の選考に関する基本的考え方」により、次点の事業者等を新たに選考し選定することがあります。

辞退者があったときの対策

8 事業者指定について

- (1) 介護保険法に基づく指定は平成 29 年度中とします。具体的な指定手続については、選定後に別途お知らせいたします。
- (2) 選定後又は指定後の権利譲渡は認めません。
- (3) 指定申請時において公募時と条件が異なり審査結果が大きく変わる場合や指定基準を満たさなくなった場合又は虚偽の申請がなされた場合には指定しません。
- (4) 指定後であっても、指定を行うにあたり付された条件に違反したと認められる場合には、指定の取消又は期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止する場合があります。

9 その他応募に関する留意事項

(1) 基準の遵守

- ・ 応募者は、本要項に記載した諸条件のほか、青森市の条例等を遵守してください。

応募する前に「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 10 号）」、「青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 11 号）」を精読し、内容等を十分確認してください。

(参考) 青森市ホームページ

<https://www.city.aomori.aomori.jp/kaigo-hoken/fukushi-kenkou/kaigohoken/oshirase/03>

(2) 申請に対する費用負担

- ・ 応募にかかる費用は応募者の負担とします。

(3) 提出資料の変更の禁止

- ・ 受理した書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容の変更は認めません。

(4) 虚偽の記載をした場合

- ・ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(5) 追加資料の提出等

- ・ 事業の選定等にあたって確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求めたり、聞き取りを実施する場合があります。

(6) 提出書類の取扱い

- ・ 受理した書類は、理由の如何に関わらず返却はいたしません。
- ・ 提出された書類は地域密着型サービス事業者選考以外の目的には使用いたしません。ただし、青森市情報公開条例第 7 条の定めにより、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報）を除き、開示の対象となります。

(7) 個別相談等に係る問い合わせの禁止

- ・公募の公平性を期するため、応募に係る個別の相談等に係る問い合わせの受付はいたしません。

(8) 応募辞退について

辞退者へのペナルティを設定

- ・応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出していただきます。
- ・青森市地域密着型サービス事業者に選定された通知を受取った後に辞退した事業者は、平成 29 年度までに実施する青森市地域密着型サービス事業者の公募に応募することはできません。

※ただし、補助金が不交付となったことによる辞退を除く。

(9) 要項及び様式について

- ・「平成 28 年度青森市地域密着型サービス事業者 公募要項」及び関係記載様式については、市のホームページに掲載します。

10 問い合わせ先

担当部局 青森市 健康福祉部 介護保険課 事業者チーム【担当】出町、北澤、今、石戸
住 所 〒030-8555 青森市中央 1 丁目 22 番 5 号
電話番号 017-734-1111（内線）5127
017-734-5257（直通）
FAX 番号 017-734-5355
Eメール kaigo-hoken@city_aomori_aomori.jp